第五章 出願日

1.出	┧願日の取得	2
1.1	願書	
1.2	明細書	3
	1.2.1 特許及び実用新案	3
	1.2.2 意匠	4
1.3	専利請求の範囲	4
1.4	図面4	
	1.4.1 特許	5
	1.4.2 実用新案	5
	1.4.3 意匠	6
2.夕	国語書面による出願日の取得	7
2.1	外国語書面	7
2.2	中国語書面の補正	8
2.3	外国語書面欠落における処理原則	9
3.僧	「体字を用いた出願日の取得	9

第五章 出願日

専利出願日は専利要件の審査の基準となる時点に関係し、専利出願人の権益 に大きく影響することから、方式審査における中心事項となっている。

専利法の規定に基づき、特許出願は願書、明細書、特許請求の範囲及び必要な図面が完備した日を出願日とする。実用新案出願は願書、明細書、専利請求の範囲及び図面が完備した日を出願日とする。意匠出願は願書、明細書及び図面が完備した日を出願日とする。

出願日を取得するための要件が完備している場合は、完備した日を出願日とする。出願日を取得するための要件が完備していない場合は、補正により完備した日を出願日とする。

1.出願日の取得

1.1 願書

出願人が専利出願をする時、専利出願の意思表示として願書を提出する必要があり、願書は出願日を取得するための必要書類である。

出願人が願書を送付しなかった又は願書に出願人の氏名又は名称を記載していない場合は、出願人自らの補正又は期限を設けて補正の通知を経て、補正された日を出願日とする。期限が過ぎても補正しなかった場合は、出願は不受理とするが、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

願書に出願人の氏名又は名称が記載されていないが、出願と同時に送付された書類に基づき、出願主体であると判断するに足る場合は、出願日の取得には影響しない。ただし、指定期間内に完全に記載された願書に補正する必要がある。例えば:願書に外国語の氏名又は名称のみが記載されており中国語の訳名が不足している、又は名称が不完全だが出願人を識別するに足る、又は出願と同時に添付した関連証明書類上にすでに出願人の氏名又は名称が記載されている場合である。

出願人は最初に提出した願書に記載されているものを基準とし、専利出願権が共有である場合は、共有者全員の氏名又は名称を記載しなければならない。 出願後に出願人を変更する場合、出願権の譲渡証明書類を添付して譲渡登録の手続きを行わなければならない。

願書に記載されている出願人に誤りがあり、出願後に正確な出願権者に訂正する場合は、出願人が確定した日を出願日とする。例えば:出願時に記載された出願人はAであり、後から正確な出願人はBであると主張した場合、出願日

はBが出願人として確定した日を基準とする。

願書中の出願人の氏名又は名称以外の事項の欠落は補正事項に属し、出願日の取得には影響しない。

1.2 明細書

1.2.1 特許及び実用新案

明細書は特許及び実用新案の出願における出願日の取得に必要な書類の一つであり、明細書を備えなかった場合は、出願日を取得することができず、出願人自ら補正又は通知により指定期間内に補正した場合は、補正された日を出願日とする。期限内に補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

方式審査時において、形式上の審査から明細書のページ番号の不連続を発見した場合は、期限を設けて補正を通知し、出願人により補正された場合は、補正された日を出願日とする。出願人が自ら明細書の部分的欠落を発見し、補正した場合も同じとする。

しかし出願人が出願時において不注意で明細書の一部を欠落し、その欠落し た部分が既に優先権を主張する基となる基礎出願に見られる場合には、補正さ れた明細書はすでに優先権を主張する基となる基礎出願に見られると主張する ことができ、元の出願を提出した日を出願日とすることができる。このとき出 願人は補正された部分に対応する優先権基礎出願の出願番号、ページ数及び行 数を具体的に明示しなければならず、専利主務官庁が必要と認めた場合は、優 先権基礎出願の対応する内容の中国語翻訳文(例えば外国語書面が韓国語、ド イツ語等の状況)を添付するよう出願人に通知することができる。注意しなけ ればならないのは、欠落の部分が優先権基礎出願に見られると主張する場合は、 元の出願の明細書に部分的欠落があることを前提としており、例えば説明書が 既に完成している、明細書に開示されている内容と相当する図面にも欠落がな い場合は、優先権基礎出願に見られるとの主張のみを理由に、新しい専利出願 対象を追加してはならない。例えば出願人が優先権基礎出願に発明 A 及び発明 B が含まれていると主張したが、台湾での出願には発明 A しか記載されておら ず、且つその明細書及び図面は完全に発明 A の技術内容を開示しており欠落が ないと言える場合では、優先権基礎出願に見られることを理由に、発明 B を台 湾での出願に追加してはならない。

出願人が出願の明細書に部分的欠落があるとの通知を経て、欠落した部分と 専利出願の実質的な技術内容の開示は無関係で補正を必要としないと答弁した 場合は、元の出願を提出した日を出願日とし、現有する資料で審査を継続する。 もし期限内に補正も答弁もしなかった場合は、出願は不受理とする。

欠落した部分の補正により出願日が遅延する場合は、当該処分が確定する前に出願人に原出願日への回復の機会を付与するため、出願人は出願日確認の処分書送達後30日以内に補正内容を取下げ、元の出願を提出した日を出願日とすることができる。

出願人が出願の明細書に部分的欠落があるとの通知を受けた後、答弁により 補正を必要としない又は補正後に再び全ての補正内容を取下げる場合は、その 元の出願書類の部分的欠落が実質的な技術内容の開示により専利の付与に影響 するか否かは、実体審査の段階において審査する。

1.2.2 意匠

明細書は意匠出願における出願日の取得に必要な書類の一つであり、明細書を備えていない場合は、出願日を取得することができず、出願人が自ら補正又は通知により指定期間内に補正した場合は、補正された日を出願日とする。期限内に補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

意匠の明細書に部分的欠落がある場合は、特許明細書の部分的欠落の処理原則を参考にして処理する。専利主務官庁が出願人が送付した明細書に部分的欠落があるか否かをチェックする原則については、明細書のページ番号が連続しているか否か形式的に審査する。

1.3 専利請求の範囲

専利請求の範囲は特許出願及び実用新案出願における出願日の取得に必要な書類の一つであり、専利請求の範囲を備えていない場合は出願日を取得することができない。出願人が自ら補正又は通知により指定期間内に補正した場合は、補正された日を出願日とする。期限内に補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

特許出願又は実用新案出願における専利請求の範囲は出願時に少なくとも一項の請求項を記載しなければならず、もし方式審査時に請求項の番号又はページ番号の不連続を発見した場合は修正を通知し、出願日には影響せず、期限が過ぎても修正していな場合でも、手続きを継続する。

1.4 図面

特許又は実用新案の出願において、図面により明細書の文字不足の部分を補充することができ、専利請求の範囲の解釈時には、図面を参酌することができる。意匠出願においては、その権利範囲の特定は、図面を基準とする。

図面は、専利出願が充分に開示され実施可能要件に符合するか否かを判断する際の基礎の一つとなるため、出願日を判断する要件とする。

1.4.1 特許

特許出願において、完全な技術内容の開示を目的として、出願人が図面を用意するか否かを決定することができる。そのため、特許出願において図面は必ずしも必要な書類ではない。もし図面を備えている場合は、当該図面は必要図面に属する。

方式審査において、形式上、図面に図の番号の不連続、図面の簡単な説明と図面の数の不一致(例えば5つの図面を添付したが、8つの図面の説明がある)、又は明細書に図面ありと掲載しているが、図面を添付しなかった場合は、期限を設けて補正を通知し、出願人により補正された場合は、補正された日を出願日とする。出願人自らが図面の欠落を発見し補正した場合も同じとする。

しかし出願人が出願時において不注意で全て又は一部の図面を欠落した場合は、その欠落した図面が優先権基礎出願に見られ、且つ新しい専利出願対象の追加ではないことを前提として、第1.2.1 節の説明に基づき、補正された図面はすでに優先権基礎出願に見られると主張でき、元の出願を提出した日を出願日とすることができる。この時、出願人は補正部分に対応する優先権基礎出願の出願番号と図の番号を具体的に明記しなければならない。

出願人が出願の図面の全て又は一部に欠落があるとの通知を経て、欠落した 図面と専利出願の実質的な技術内容の開示とは無関係で補正を必要としないと 答弁した場合は、元の出願を提出した日を出願日とし、現有する資料で審査を 継続する。もし、期限内に補正も答弁もしなかった場合は、出願は不受理とす る。

出願人が欠落した図面を補正したことにより出願日が遅延する場合は、当該 処分が確定される前に出願人は依然として元の出願日に回復する機会を与える ため、出願人は出願日確認の処分書送達後 30 日以内に補正内容の取下げ、元の 出願を提出した日を出願日とすることができる。

出願人が図面の全て又は一部に欠落があるとの通知を受けた後、補正する必要がないと答弁した又は補正後再び全ての補正内容を取下げた場合は、その元の出願書類の欠落が実質的な技術内容の開示により専利付与に影響するか否かについては、実体審査時において審査する。

1.4.2 実用新案

図面は実用新案出願における出願日の取得に必要な書類の一つである。もし 図面を備えていない場合は出願日を取得することができず、出願人が自ら補正 又は通知により指定期間内に補正した場合は、補正された日を出願日とする。 期限内に補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分前に補正 した場合は、補正された日を出願日とする。

実用新案の図面の全て又は一部に欠落がある場合は、特許図面欠落の処理原則を参考にして手続きを行う。しかし、実用新案の出願において図面は必須書類であることから、図面全てが欠落し補正しなかった場合は、出願は不受理とし、出願に係る専利の実質的な技術内容の開示とは無関係であることから補正しないと答弁してはならない。同じように、出願の図面全ての欠落により補正した場合も、全ての図面を取下げて元の出願を提出した日を出願日としてはならない。

以下に例を挙げて説明する:

- (1) 実用新案出願の図面は全部で10個の図であり、その10個の図は出願時において全て欠落し、且つ優先権を主張しておらず、10個の図の補正後、補正された日を出願日としなければならない。もし出願人が専利主務官庁による出願日確認の処分書送達後30日以内に、補正した10個の図を取下げたい場合でも、実用新案においては図面なしとしてはならないため、出願人は一部の図面のみ取下げることができ、10個の図全てを取下げてはならない。しかし、この時たとえ9つの図を取下げた場合でも、図面が補正された日を出願日とする。
- (2) 実用新案出願の図面は全部で 10 個の図であり、且つ優先権を主張しておらず、欠落した 5 つの図が補正され、専利主務官庁による出願日確認の処分書送達後 30 日以内に補正した 5 つの図を取下げる場合、元の出願を提出した日を出願日とすることができる。しかし、3 つの図のみを取下げた場合は、依然として補正された日を出願日とする。

1.4.3 意匠

図面は意匠出願における出願日の取得に必要な書類の一つである。もし、図面を備えていない場合は、出願日を取得することはできず、出願人自ら補正又は通知を経て指定された期間内に補正した場合は、補正された日を出願日とする。期限内に補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

意匠出願は意匠の外観を充分に開示するに足る図説を備えなければならず、 図説が十分か否かは、実体審査の判断事項であり、意匠出願においては図説を 備えたことにより出願日が付与される。出願時において添付した図説が意匠の 外観を開示するのに充分であるか否かについては、実体審査時において審査す る。 意匠の図面は意匠の内容の開示及びその意匠権の範囲を認定する中心的書類であり、その図面が全て欠落している場合は、補正された日を出願日としなければならない。優先権を主張した先願見られると主張して、元の出願を提出した日を出願日とすることはできない。しかし、意匠の図面の一部に欠落がある場合は、特許図面の部分的欠落の処理原則を参考にして手続きを行うことができる。

2.外国語書面による出願日の取得

出願人が出願時において中国語の明細書、専利請求の範囲及び図面を提出できない場合は、外国語書面を提出することができ、指定された期間内に中国語訳を補正した場合は、外国語書面を提出した日を出願日とする。

2.1 外国語書面

外国語書面の言語の種類はアラビア語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語又はスペイン語に限る。言語の種類が規定と一致しない場合は、期限を設けて補正を通知し、補正された日を外国語書面の提出日とする。

外国語書面は単一言語の使用を原則とし、異なる外国語を混在して使用して はならず、技術用語のみにおいて必要時には他の外国語の原文名を付注するこ とができる。

出願人が前後して 2 つ以上の外国語書面を提出した場合は、最初に提出された外国語書面を基準とする。しかし、出願人が後者を提出した日を出願日とすると声明した場合は、後に提出した外国語書面を基準とする。もし、出願人が同じ日に 2 つ以上の外国語書面を提出した場合は、期限を設けてどちらかを選択させ、期限内に選択しなかった場合は、その出願は不受理とする。

特許の外国語書面は明細書、少なくとも 1 項の請求項及び必要な図面を備えなければならず、実用新案の外国語書面は明細書、少なくとも 1 項の請求項及び図面を備えなければならず、意匠の外国語書面は意匠名称及び図面を明記しなければならず、もし必要書類のうちの 1 つでも不足している場合は、補正された日をもって外国語書面を提出した日とする。

外国語書面の目的は、出願日を取得した技術の開示範囲を確認することであり、その書式が台湾の規定と一致しているか否かを確認するものではない。且つ外国語書面は提出後補正することができないため、専利法施行細則に規定されている標題・順序に基づいて記入していない外国語書面は、規定に従って記入された中国語の訳文のみを補正し、その内容は出願時における外国語書面に開示された範囲を超えていないと説明すればよい。

優先権証明書類あるいは外国の専利公報を外国語書面の代替とする場合、 専利は依然として外国語書面による出願実施弁法第4条の規定に符合しなけれ ばならず、それでようやく外国語書面の提出日を出願日とすることができる。 例えば、米国における仮出願の優先権証明書類を外国語書面として代替する場 合、外国語書面の出願日取得に関連する規定に符合するか否か注意しなければ ならない。

2.2 中国語書面の補正

本章のいわゆる中国語書面とは、出願人が先に出願した外国語の明細書、専利請求の範囲及び図面を指定期間内に補正した中国語訳文のことである。

専利法は外国語書面による先行出願を許可しているが、指定期間内に中国語訳文を補正して、ようやく外国語書面で出願した日を当該出願の出願日として受理することができる。指定された期間内に中国語訳文を補正しなかった場合は、その出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

出願人が前後して 2 つ以上の中国語訳文を補正した際に後者を基準とすると声明し、指定期間内に 2 つ目の中国語訳文を補正した場合は、外国語書面を提出した日を出願日とし、指定期間が過ぎた後に 2 つ目の中国語書面を補正した場合は、補正された日を出願日とする。

出願人が指定期間内に中国語訳文を補正し、方式審査時において、明細書、専利請求の範囲、図面等の必要書類の形式的不備を発見、又は明細書のページ数の不連続、図の簡単な説明と図面のページ数が一致しない場合は、中国語訳文が完備していないことから、出願時の外国語書面に開示されている内容を超えない範囲で出願人に対して期限を設けて補正を通知し、出願人により補正された場合は、外国語書面で提出された日を当該出願の出願日とする。しかし、外国語書面の欠落により中国語訳文も欠落している場合は、出願人は第 2.3 節「外国語書面欠落の処理原則」に基づいて処理しなければならず、直接中国語訳を補正し、外国語書面の提出日を当該出願の出願日としてはいけない。その他に、中国語の明細書のページの不連続、図の簡単な説明と図面のページ数の不一致などの状況についても、出願人は外国語書面に基づいた翻訳であり、当該欠落部分と専利出願における実質的な技術内容とは無関係であることから補正する必要はないと答弁することができる。期限内に補正も答弁もしない場合は、その出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

補正された中国語訳文は専利主務官庁における審査の基準となる書面となる ため、出願時の外国語書面に基づいて正確に完全に翻訳しなければならない。 方式審査時において、補正された中国語訳文が形式的チェックを経て出願時に 提出した外国語書面と明らかに不一致であることが発見された場合、例えば: 外国語書面の図面に開示されている対象は「飛行機」であるが、中国語の図面に開示されている対象は「自転車」である;図面のページ数の不一致;請求項の数の不一致は、別途期間を指定して出願人に確認させ、出願人が指定期間内に中国語訳文を補正した場合は、最初に提出した中国語訳文は未提出とみなし、出願日には影響しない。また出願時の外国語書面に開示されている範囲を超えていないと答弁することにより補正しないこともできる。期限内に補正も答弁もしなかった場合は、依然として最初に提出した中国語訳文に基づいて手続きを継続し、出願日には影響しない。最初に提出した中国語訳文が出願時の外国語書面に開示されている範囲を超えているか否かにより、専利付与しない又は専利権の取消しに至るかについては、実体審査或いは無効審判請求の段階において審査する。

2.3 外国語書面欠落における処理原則

外国語書面による出願は、明細書及び図面に出願しようとする専利の技術又は技巧内容を完全に開示しなければならない。方式審査時において、形式的チェックにより外国語の明細書のページ数又は図面の図の番号の不連続を発見した場合は、期限を設けて補正を通知し、その法的効果は中国語の明細書又は図面の欠落の原則に従って処理する。

外国語書面の欠落を通知により期限内に補正した又は出願人自らが発見して 補正した場合は、出願人がすでに中国語訳文を補正している場合、完全な中国 語訳文を補正するよう別途期間を指定して通知しなければならない。指定期間 内に中国語訳文を補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分 される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

3. 簡体字を用いた出願日の取得

簡体字による出願は、特許出願においては明細書、少なくとも 1 項の請求項及び必要図面を備えなければならず、実用新案出願においては明細書、少なくとも 1 項の請求項及び図面を備えなければならず、意匠出願においては意匠名称及び図面を明記しなければならず、必要書類のうち1つでも欠落した場合は、補正により完備した日を出願日とする。

簡体字を用いて専利出願の明細書、専利請求の範囲及び図面を出願し、その後指定期間内に繁体字訳を補正した場合は、簡体字で提出された日を出願日とする。指定期間内に繁体字訳を補正しなかった場合は、出願は不受理とする。しかし、処分される前に補正した場合は、補正された日を出願日とする。

簡体字を用いて出願した場合は、その明細書及び図面に出願しようとする専

利の技術又は技巧内容を完全に開示しなければならない。簡体字の明細書又は図面が出願時において欠落していた場合は、繁体字の明細書又は図面の欠落の原則に基づいて処理する。